

平成 2 6 年

亀山市教育委員会 1 月定例会会議録

## 亀山市教育委員会 1 月定例会会議録

### 1. 日 時

平成26年1月23日（木）13時30分開会

### 2. 場 所

亀山市役所本庁舎3階 理事者控室

### 3. 出席委員

1 番委員	肥 田 岩 男
2 番委員	伊 藤 ふじ子
3 番委員	岡 田 香
4 番委員	村 山 竹 則
5 番委員	井 上 恭 司

### 4. 欠席委員

なし

### 5. 議事参与者

教育次長	石 井 敏 行
教育総務室長（以下総務室長という。）	原 田 和 伸
学校教育室長（以下学校室長という。）	服 部 裕
教育研究室長（以下研究室長という。）	西 秀 人
生涯学習室長（以下生涯室長という。）	伊 藤 早 苗
歴史博物館長（以下歴博館長という。）	亀 山 隆
まちなみ文化財室長（以下まち室長という。）	嶋 村 明 彦
教育総務室主幹（書記）	木 崎 保 光

## 6. 会議録署名者指名

3番委員（岡田香委員）

## 7. 前回会議録の承認（12月定例会）

承認

## 8. 教育長報告

教育長 教育長報告の主なものを「平成26年1月定例会教育長報告」に基づき報告。

12月27日、1月7日來年度に向け、定数及び人事について各学校長から聴き取りを行った。

1月6日市長の年頭の挨拶があり、その後、経営会議が行われた。8日、21日は、県教委と定数及び人事のヒアリングを行った。9日は、文化財保護審議会が関支所で行われた。

1月12日は、江戸の道シティマラソンが行われ、過去最多の参加者であった。午後からは、成人式を無事に挙行することができた。

以上、報告する。

委員長 教育長報告について、質問を求める。

井上委員 成人式実行委員会の中で印象に残る若者の姿や主張はあったか。

生涯室長 実行委員会の中で案を出し合っているときに、会場と一体感を持ちたいということで一本締めを提案したり、自分たちで皇學館大學の「雅」を選んできた。また、しおりやエコバックのデザイン、保護者へのビデオレターの編集など、実行委員会の力を感じた。その反面、会議への出席が少なかったり、遅れてきたりということがあった。

井上委員 採用されなかった中にユニークな考えなどは無かったか。

生涯室長 特にありませんでした。

（ほかに質問はなく、教育長報告を終わる。）

## 9. 議事

- 委員長                    それでは、議事に入ります。  
                              本日は、議案が3件です。  
                              はじめに議案第1号「市職員の人事異動について」説明を求め  
る。
- 教育次長                平成26年1月28日付市職員の人事の発令について、地方教  
育行政の組織及び運営に関する法律第34条の規定に基づき、委  
員会の議決を求める。
- 委員長                    議案第1号は、人事に関する事件のため、地方教育行政の組織  
及び運営に関する法律第13条第6項ただし書に基づき、非公開  
に当たるので各委員に諮る。非公開としてよいか。  
                              (全委員異議なし)
- 委員長                    議案第1号は、非公開とする。関係職員以外は退室を願う。  
                              (関係職員以外退室)  
                              《非公開》  
                              (退室した職員入室)
- 委員長                    次に議案第2号「全国学力・学習状況調査の学校別の結果公表  
に関する対応について」説明を求める。
- 教育次長                全国学力・学習状況調査の学校別の結果公表に関する対応につ  
いて、委員会の議決を求める。  
                              (詳細については、研究室長説明)
- 委員長                    議案第2号について、質問を求める。
- 井上委員                1点目、この書面の取扱をどう考えているか。ほかへ示すの  
か。2点目、情報公開についてのところで、『亀山市情報公開条  
例第7条第6号「事務事業情報」及び同法第7条第2号』の同法  
の法とは何を指すのか。それと『第2号「個人情報」の規定を根  
拠として』の規定とはどういう規定なのか。3点目、保護者への  
説明の在り方について、平成26年6月頃をめどに協議・検討  
し、まとめて公表・説明等を行うというようにつながるのか。協  
議・検討の後はどうなるのか。4点目、「学校や保護者、地域、  
教育委員会が、結果を真摯に受け止め、結果分析を十分に行い」  
とあるが、保護者や地域が結果分析を行うということが有り得る  
のだろうか。

研究室長

まず、1点目の取扱いについてですが、情報公開については、情報公開条例に基づき、対応をいたします。2点目の同法とは、条例のことですので、『亀山市情報公開条例第7条第6号「事務事業情報」及び同条第2号』と改めます。それと規定ですが、事務事業情報ということで、「市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報で、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。」とあり、実際、国で行われたテストの結果が市に戻ってきており、それを公開することにより、全国学力・学習状況調査の適正な遂行に支障が及ぶものがあると考えています。個人情報に関しましては、「特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められるもの。」とあり、公開することができないと考えています。3点目の保護者への説明の在り方と今後の取組については、しっかりまとめた上で保護者の方に伝えていくという方策を考えています。4点目の保護者や地域の方が結果分析を十分に行うという点ですが、これは点数だけを表しているテストではありませんので、質問紙で学校での生活や家庭での生活、地域との関連などの質問項目が出ています。点数では表れていない子どもたちの支えなどに繋がるあたりを理解いただけるように進めていきたいと考えています。特に保護者に対しては、家庭での学習時間がまだ不足しており、土曜・日曜日の学習時間の不足を発信していかなければいけないと考えています。各学校における保護者への説明、結果分析等の内容が、まだ教育委員会として統一したものがありません。統一したものを出すのが良いのかどうかも含めて協議をし、説明できるように進めていきたいと考え、6項目を挙げています。

井上委員

質問をしたのは、この文書の取扱いをどうするのかということ、教育委員会内部に留めておくのか。議会等に示すことがあるのかどうか。外部に出すのかどうかということです。

教育長

12月議会で議員からも質問があり、教育委員会で検討すると申し上げていますので、本日の教育委員会で検討し、この方向で決定となれば、お尋ねがあれば報告するものと考えています。特

に学校長については、こういう方向で進めて行くと伝えたいと考えています。

村山委員 根本的に公表の中で、各学校への不信感に対しての対応が無い。説明は、教育委員会がやるべきではないか。

教育長 このことについて、検討させていただいたのは、文科省の施策で、個々の教育委員会が学校名を明らかにした調査結果の公表をして良いとしたことに対し、対応策として挙げさせていただいた。現在の亀山市の状況の中で、校長の発表に不信感があるのであれば、該当校に指導を行っていきます。

研究室長 保護者への説明の在り方についての協議・検討については、教育研究室として検討いたしますが、その内容については、教育委員会において、こういう方向で考えていると入れさせていただき、その上でご意見をいただくということで書かせていただいています。

村山委員 公表が有り得るということで、協議・検討していく部分があるなかで、各学校や各校長という言葉が頻繁に出てくるので要望として発言した。そのあたりを加味しながら協議・検討を行ってください。

井上委員 「結果公表に関する対応について」とあるのに、3の今後の取組についての部分は必要だろうか。結果公表に対する対応と関係するのか。調査結果の公表は差し控えるとしており、今後の取組で授業改善に取り組むとか子どもたちの支援に取り組むということは、結果公表に対する中身にふさわしいのか。

研究室長 今後の対応についての部分は、再度検討させていただきます。

井上委員 この文書の取扱はどうするのか。正式文書であれば、情報公開請求があれば公開になるのではないか。

教育次長 情報公開の申請があれば、公文書ですので、公開の対象となります。

井上委員 整理する必要があるならば、整理してください。

教育次長 整理させていただき、再度確認していただきたいと思います。

委員長 それでは、継続審議ということで処理します。

委員長 次に議案第3号「亀山市学校いじめ防止基本方針について」説明を求める。



め防止等に係る教職員研修の充実」がうまく機能しているのかは検証する必要があると思う。このあたりを充実し、力を注いでいく意識が学校あるいは教育委員会に備わっていないといじめは無くならない。どこでも起こる問題であるという気がする。

研究室長      いわゆる生徒指導上のいじめに関する問題だけで進めていったのでは、浸透を図っていけないと思います。子どもたちの背景を考えていけば、そこは人権教育や特別支援に関わる子どもなど、トータルで考えていく取組を推進していきたいと思います。同時に一人ひとりの先生が一步ずつ前へ出ていけるように、ケース会議、ケーススタディというように事例から学ぶ会を指導主事や学校等と地道に重ねていく形にしていきたいと考えています。そうしないと無くなっていかないということを強く感じています。

委員長      3ページの(2)の教育委員会による学校支援のところで、「学校の求めに応じて派遣される者を確保する」とあるが、そこは、十分考慮されているのか。それと4ページの3(1)のPDCAサイクルという表現は、一般の人は分るのかどうか。

研究室長      亀山市は、子ども支援室等と連携を図っており、確保は可能です。PDCAサイクルについては、用語解説など説明を入れます。この扱いについては、こういうものを作成したと示していく必要があると思います。ここに記載されているのは、特に学校に向けての発信となりますが、広く市民の方にご理解いただけるのであれば、解説をつけたうえでホームページへの掲載等を考えていきます。

(ほかに質問はなく、議案第3号は可決される。)

## 10. 報告事項

委員長 報告事項1「平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について」説明を求める。

(研究室長説明)

井上委員 子どもたちの体力と子どもたちの置かれている環境との相関関係は、大きいと思う。亀山文化年は来年度だが、市としての予算の投入が弱いのではないか。100メートルが直線でとれる運動場はあるのか。施設面の充実という点では、亀山市は弱いのではないか。

教育次長 体育施設は市民文化部の所管になり、予算等も把握していませんのでお答えすることができません。

村山委員 鈴鹿地区の中体連の試合などで、グラウンドで行う競技はすべて鈴鹿に出向いて試合をしなければいけない。それが不公平ではないかと思う。グラウンドに関して教育委員会は力を入れてほしい。

井上委員 環境がすべてとは思わないが、指導のあり方や子どもたちの日常生活の要素など影響すると思う。行政として施策を行ううえで、施設面や指導者、組織などは考慮してもらえると良いと思う。

教育長 全体の子どもの体力や運動能力の向上は主眼としており、教育委員会の施策としては、就学前の子どもたちの体力・運動能力の向上ということでインストラクターを導入して、幼稚園・保育所の方々や指導者の方々に学んでいただきつつ、取り組みを進めている。昨年、全国中体連の男子ソフトボール大会を亀山市で開催させていただいた。その後、特定の生徒ではあるが、様々な競技で全国レベルの大会に出場している。そういうきっかけができてきたと感じている。

委員長 授業内容の工夫や授業改善という言葉がいつも出てくる印象がある。こういう表現をしなくても良いようになればと感じる。

研究室長 今の子どもたちの状況等をしっかり掴んだうえで、研究室としても支援をしていきたいと考えています。

(ほかに意見はなく、報告を終わる。)

委員長 報告事項2「平成25年度定期監査結果について」説明を求め

る。

(総務室長説明)

委員長 指摘事項ということで文書回答するのか。

総務室長 そうなります。

井上委員 保育料は教育総務室が動いてくれるが、給食費はどうなのか。

学校室長 生活保護世帯などの市から支給がある場合、校長と学校教育室と一緒に徴収に行くということをしています。支払いの遅れがある場合は、学校において催促していただいています。現在、特に目立った未納はない状態です。

井上委員 学校が苦勞しているケースもあるので、学校の相談に乗るなど力になってあげてください。

学校室長 努力します。

総務室長 幼稚園保育料の未納の場合は、まず園長から連絡をしていただいています。

(ほかに意見はなく、教育総務室の報告を終わる。)

(引き続き研究室長説明)

井上委員 このような委託業務について整理をされたいという業務内容の事まで監査に指摘されるのか。定期監査でこのような権限を有するのか。

教育次長 監査委員の権限という事で指摘されていると思います。

井上委員 ほかの指摘と比べて、異色な印象を受けた。

教育次長 委託業務は、学校関係で14事業あります。この窓口をまとめるなど整理をされたいということです。

教育長 過去に補助金の関係から委託にし、是正してきた経緯がある。事業仕分けを含め、監査委員が理解されているのかなと個人的に感じている。

委員長 監査の方法は、亀山市では監査委員が直接しているのか。県では、職員が事前調査をして行っている。

研究室長 簡易な事務的なものは、職員がしていると思います。

委員長 監査委員が直接行くと監査委員が変われば、視点が変わることがある。

井上委員 委託でないと駄目ということで移行した部分があるはず。それと業務の中身についての指摘は、ほかの部署は無い。どのような主旨で指摘されたのか気になったので質問した。

(ほかに意見はなく、報告を終わる。)

委員長 報告事項3「幼稚園保育料徴収条例の一部改正について」説明を  
求める。

(総務室長説明)

(意見はなく、報告を終わる。)

委員長 工事及び委託事業の発注状況の説明をお願いします。  
(担当室長から工事及び委託の発注状況を報告する。)  
(意見はなく、報告を終わる。)

委員長 教育委員会行事報告及び予定表について説明を求める。  
(総務室長、学校室長、研究室長、生涯室長、まち室長から教育  
委員会行事報告及び予定表について報告する。)

井上委員 研究室の2月4日の亀山市いじめ防止対策基本方針策定準備会  
はどのような位置づけで、どのようなメンバーで行うのか。

研究室長 学校関係の「学校いじめ防止基本方針」の策定についての協議  
会です。出席者は学校の管理職と担当者、それと県の方から説明  
に来ていただきます。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

## 1 1. その他

委員長 その他の項について、「亀山市立図書館雑誌スポンサー制度に  
ついて」の説明を求める。

(生涯室長説明)

委員長 第1回臨時会の開催日は、2月10日月曜日13時30分から  
とする。2月定例会の開催日は、2月24日月曜日10時からと  
する。